

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第14号

瀬戸市保育所管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所管理規則（昭和47年瀬戸市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の許可)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の規定による許可（以下「入所許可」という。）を受けようとするときは、私的契約児許可申込書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(入所の許可)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の規定による許可（以下「入所許可」という。）を受けようとするときは、私的契約児許可申込書<u>（第1号様式）</u>を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(入所許可の通知等)</p> <p>第5条 市長は、前条第2項の私的契約児許可申込書を受理したときは、その適否を審査し、入所許可をしたときは、私的契約児許可通知書（以下「許可通知書」という。）により、入所許可をしなかったときは、私的契約児許可申込却下通知書により、当該申込者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>(入所許可の通知等)</p> <p>第5条 市長は、前条第2項の私的契約児許可申込書を受理したときは、その適否を審査し、入所許可をしたときは、私的契約児許可通知書<u>（第2号様式）</u>以下「許可通知書」という。）により、入所許可をしなかったときは、私的契約児許可申込却下通知書<u>（第3号様式）</u>により、当該申込者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>(入所許可の取消等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 前項の規定により入所許可を取り消すときは、市長は、私的契約児許可取消通知書によ</p>	<p>(入所許可の取消等)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 前項の規定により入所許可を取り消すときは、市長は、私的契約児許可取消通知書<u>（第4</u></p>

<p>り、入所許可を受けて入所した児童（以下「私 的契約児」という。）の保護者にその旨を通知 するものとする。</p>	<p><u>号様式</u>により、入所許可を受けて入所した児 童（以下「私的契約児」という。）の保護者に その旨を通知するものとする。</p>
<p>（退所の申出）</p>	<p>（退所の申出）</p>
<p>第7条 私的契約児の保護者は、当該私的契約児 を退所させようとするときは、退所させよう とする日の10日前までに、保育所退所届を市長 に提出しなければならない。</p>	<p>第7条 私的契約児の保護者は、当該私的契約児 を退所させようとするときは、退所させよう とする日の10日前までに、保育所退所届（<u>第5 号様式</u>）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>（非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>
<p>第14条 園長は、災害の発生のおそれのある箇 所及び消火、避難、警報その他の<u>非常災害に際 して必要な設備</u>を毎日点検するとともに、<u>震 災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者 その他児童の安全を確保するために講ずべき必 要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災 害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備 しなければならない。</u></p>	<p>第14条 園長は、災害の発生のおそれのある箇 所および消火、避難、警報その他の<u>防火に関す る設備</u>を毎日点検するとともに、<u>非常災害に対 する具体的計画を立て、これに対する不断の注 意と訓練をするよう努めなければならない。</u></p>
<p>2 <u>園長は、非常災害に備えるため、前項の計画 及び体制の内容を職員に周知するとともに、定 期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練 を行わなければならない。</u></p>	<p>2 <u>前項の訓練のうち避難および消火に対する訓 練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなけれ ばならない。</u></p>
<p>3 <u>前項の避難訓練及び消火訓練は、可能な限 り、少なくとも毎月1回はこれを行わなけれ ばならない。</u></p>	<p>2 <u>前項の訓練のうち避難および消火に対する訓 練は、少なくとも毎月1回はこれを行わなけれ ばならない。</u></p>
<p>（事故の報告）</p>	<p>（事故の報告）</p>
<p>第16条 <省略></p>	<p>第16条 <省略></p>
<p><u>（様式）</u></p>	
<p>第17条 <u>この規則の施行について必要な様式 は、別に定める。</u></p>	
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第18条 <省略></p>	<p>第17条 <省略></p>

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。